

## 5月12日は、民生委員・児童委員の日です。 ご存知ですか？民生委員・児童委員



### 【民生委員・児童委員とは】

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域における生活上の悩みや福祉問題についてさまざまな相談支援活動を行っています。民生委員は児童委員も兼ねていて、「民生委員・児童委員」と呼ばれ一定の区域を担当して地域活動を行っています。また、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」がいます。民生委員・児童委員、主任児童委員の任期は3年です。

### 【活動の目的】

社会奉仕の精神をもって住民の立場に立って相談に応じ、住民が尊厳をもってその人らしい自立した生活ができるように支援を行うことによって、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会づくりをめざします。

### 【民生委員・児童委員の活動】

民生委員児童委員の活動の基本は七つのはたらきにあります。

- ①生活の実態や福祉ニーズの把握に務めます。そのために、担当区域内の家庭を訪問することがあります。
- ②生活上のさまざまな相談に応じます。
- ③介護や福祉の制度・サービスの情報提供をします。
- ④関係機関との間に立つ連絡役を果たします。
- ⑤必要なサービスが受けられるよう調整・支援します。
- ⑥快適な生活ができるよう生活支援活動をします。
- ⑦生活上の問題点や改善策について、関係機関に意見を提起します。

### ※ 秘密は守られます ※

民生委員・児童委員には守秘義務があり、相談内容や秘密がほかに漏れることはありません。住民一人ひとりの人権とプライバシーを尊重し、秘密を保持します。

### <ほんの少しの思いやりが地域の支え合いになります>

民生委員・児童委員は、近隣による見守りと、各機関と連携した支援活動をしています。ご近所やお知り合いに支援を必要とする人や家庭がありましたら、区域担当の民生委員・児童委員にお知らせください。

**お問い合わせ 福祉部福祉課 ☎ 945-5311 町社会福祉協議会 ☎ 945-3651**

### 新しい「民生委員・児童委員」と「主任児童委員」が加わりました

この度新しく3名の方に民生委員・児童委員、主任児童委員の委嘱状が交付されました。なお、民生委員は定数に満たないため現在も募集しています。これからの人生、地域のお役に立ちたいと考えているあなたの応募をお待ちしています。



西原ハイツ

山里勝也

与那城 102-13 ☎ 945-2185



主任児童委員

花城安夫

我謝 747-1 ☎ 945-6940



主任児童委員

川満ヤス子

我謝 8-32 ☎ 946-3702

## 子ども手当は引き続き支給されます！

子ども手当は、平成23年から9月までの6ヶ月間、これまでと同じ額（中学3年生までの子どもひとりあたり月額13,000円）支給されることになりました。

※ただし、平成23年10月に、新たに届出、証明書の提出を求めることがあります。

○支給対象となる子ども	0歳から中学校卒業まで (0歳から15歳になった後の最初の3月31日まで)
○支給金額	子どもひとりあたりにつき月額13,000円
○支給日	平成23年6月10日<平成23年2月分~5月分> 平成23年10月7日<平成23年6月分~9月分>

### 【ご注意】

- ①平成23年6月の現況届の必要はありません。
- ②すでに受給していて、養育する子どもの数に変更がない場合は届出の必要はありません。  
ただし、下記の場合は届出てください。  
・出生などにより、養育する子どもが増えた場合  
・他の市町村から転入した場合



**【お問い合わせ】 福祉部福祉課 子育て支援係 ☎ 945-5311 (内線127)**

## 病後児保育事業について

保育所に通所中の児童等が病気の回復期にあるため集団保育が困難な期間、一時的にその児童を預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援することを目的としています。

- ★実施施設 医療法人ひまわりの会 太田小児科医院 (字小橋川164番地の2) Tel 946-5081
- ★利用時間 8:30~17:30 / 木曜日: 8:30~12:00 / 土曜日: 8:30~15:30
- ★利用料金 ①保育料 2,000円 (1人当たりの日額 / 4時間以下は半額) ②食費 500円

ただし、次のいずれかに該当する方は、保育料の免除が受けられます。

- (1) 市町村民税非課税世帯 ⇒ 保育料一部免除 (1,000円) (4時間以下は半額)
- (2) 生活保護世帯 ⇒ 保育料全額免除

※注 【(1)、(2)ともに食費500円は対象外です。】

★利用方法 利用を希望する保護者は、事前に病後児保育(利用登録・利用料免除)申請書を福祉部福祉課子育て支援係に提出してください。申請書は、福祉課にあります。

- ★対象児童 西原町に居住する者で次のいずれかに該当するもの
  - (1) 保育所に通所している児童で病気の回復期にあるため集団保育が困難な児童で、かつ、保護者の就労、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない理由により家庭で育児を受けることが困難な者。
  - (2) 保育所に通所している児童ではないが、(1)と同様な状況にある児童(小学校低学年児童等を含む。)

★対象となる病気 風邪、消化不良症(多症候性下痢)、麻疹、水痘、風疹、喘息等

**お問い合わせ 福祉部福祉課 子育て支援係 ☎ 945-5311 FAX: 944-6551**